

○ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(表示)</p> <p>第十条 法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法</p> <p>二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法</p> <p>2 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第十五条 法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(表示)</p> <p>第十条 法第五十三条第二項の総務省令で定める表示は、様式第七号によるものとし、技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第十五条 法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>

一～三 (略)

四 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の名称及び製造番号

五・六 (略)

七 審査の経過(試験にあつては、試験結果を含む。)及び結果

八 (略)

2・3 (略)

(公示)

第十八条 法第五十五条第二項、法第九十条第二項及び第三項、法第十九条第三項、法第一百条第三項並びに法第一百二条第二項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

2) 法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行ふ。

(表示)

第二十二條 法第五十八條の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証設計に基づき端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 様式第七号による表示を認証設計に基づき端末機器に電磁的方

一～三 (略)

四 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の名称

五・六 (略)

七 審査の結果

八 (略)

2・3 (略)

(公示)

第十八条 法第五十五条第二項、法第九十条第二項及び第三項、法第九十二条第二項、法第九十九条第三項、法第一百条第三項並びに法第一百二条第二項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

(表示)

第二十二條 法第五十八條の総務省令で定める表示は、様式第七号によるものとし、認証設計に基づき端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。

法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

- 2| 前項第一号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(準用)

第二十三条 第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定は登録認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について、第十五条の規定は登録認定機関が設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第十一条第二項中「法第九十三条」とあるのは「法第百三条において準用する法第九十三条」と、第十二条及び第十三条中「法第九十四条」とあるのは「法第百三条において準用する法第九十四条」と、第十二条第四号及び第五号ロ中「第八条第二項各号」とあるのは「第八条第二項各号（第十九条第二項において準用する場合を含む。）」と、第十五条第一項及び第二項中「法第九十六条」とあるのは「法第百三条において準用する法第九十六条」と、同条第一項第四号中「端末機器の名称及び製造番号」とあるのは「設計に基づく端末機器の名称」と、第十六条中「法第九十九条第一項」とあるのは「法第百三条において準用する法第九十九条第一項」と、

(準用)

第二十三条 第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定は登録認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について、第十五条の規定は登録認定機関が設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第十一条第二項中「法第九十三条」とあるのは「法第百三条において準用する法第九十三条」と、第十二条及び第十三条中「法第九十四条」とあるのは「法第百三条において準用する法第九十四条」と、第十二条第四号及び第五号ロ中「第八条第二項各号」とあるのは「第八条第二項各号（第十九条第二項において準用する場合を含む。）」と、第十五条第一項及び第二項中「法第九十六条」とあるのは「法第百三条において準用する法第九十六条」と、同条第一項第四号中「端末機器の名称」とあるのは「設計に基づく端末機器の名称」と、第十六条中「法第九十九条第一項」とあるのは「法第百三条において準用する法第九十九条第一項」と、第十七条

と、第十七条中「法第百二条第三項」とあるのは「法第百三条において準用する法第百二条第三項」と読み替えるものとする。

(公示)

第二十四条 法第六十条第二項、法第六十一条において準用する法第五十五条第二項及び法第六十二条第四項の公示は、官報で告示することによって行う。

2| 法第百三条において準用する法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

(表示)

第二十九条 法第百四条第四項において準用する法第五十二条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2| 前項第一号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法につい

中「法第百二条第三項」とあるのは「法第百三条において準用する法第百二条第三項」と読み替えるものとする。

(公示)

第二十四条 法第六十条第二項、法第六十一条において準用する法第五十五条第二項、法第六十二条第四項及び法第百三条において準用する法第九十二条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。

(表示)

第二十九条 法第百四条第四項において準用する法第五十二条第二項の総務省令で定める表示は、様式第七号によるものとし、技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。

て、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(帳簿)

第三十二条 法第百四条第四項において準用する法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の名称及び製造番号

五・六 (略)

七 審査の経過(試験にあつては、試験結果を含む。)及び結果

八 (略)

2・3 (略)

(公示)

第三十四条 法第百四条第三項、同条第四項において準用する法第五十五条第二項並びに法第九十条第一項及び第三項並びに法第一百五条第三項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

2 | 法第百四条第四項において準用する法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行ふ。

(帳簿)

第三十二条 法第百四条第四項において準用する法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の名称

五・六 (略)

七 審査の結果

八 (略)

2・3 (略)

(公示)

第三十四条 法第百四条第三項、同条第四項において準用する法第五十五条第二項、法第九十条第一項及び第三項並びに法第九十二条第二項並びに法第一百五条第三項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

(表示)

第三十八条 法第百四条第七項において準用する法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 様式第七号による表示を認証設計に基づき端末機器の見やすい箇所に付す方法
- 二 様式第七号による表示を認証設計に基づき端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 前項第一号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(準用)

第三十九条 第三十条、第三十一条及び第三十三条の規定は承認認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について、第三十二条の規定は承認認定機関が設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第三十条から第三十二条までの規定中「法第百四条第四項」とあるのは「法第百四条第七項」と、第三十条第三号及び第四号ロ中「第二十七条第二項各号」とあるのは「第二十

(表示)

第三十八条 法第百四条第七項において準用する法第五十八条の総務省令で定める表示は、様式第七号によるものとし、設計認証に基づく端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。

(準用)

第三十九条 第三十条、第三十一条及び第三十三条の規定は承認認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について、第三十二条の規定は承認認定機関が設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第三十条から第三十二条までの規定中「法第百四条第四項」とあるのは「法第百四条第七項」と、第三十条第三号及び第四号ロ中「第二十七条第二項各号」とあるのは「第二十

七条第二項各号(第三十五条第二項において準用する場合を含む。)」と、第三十二条第一項第四号中「端末機器の名称及び製造番号」とあるのは「設計に基づく端末機器の名称」と、第三十三条中「法第四百四条第二項」とあるのは「法第四百四条第七項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

(公示)

第四十条 法第四百四条第七項において準用する法第五十五条第二項、法第六十条第二項及び法第六十二条第四項の公示は、官報で告示することによって行う。

2) 法第四百四条第七項において準用する法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

(表示)

第四十二条 法第六十五条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付す方法
- 二 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器に電磁的方法により記録し、当該特定端末機器の映像面に直

七条第二項各号(第三十五条第二項において準用する場合を含む。)」と、第三十二条第一項第四号中「端末機器の名称」とあるのは「設計に基づく端末機器の名称」と、第三十三条中「法第四百四条第二項」とあるのは「法第四百四条第七項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

(公示)

第四十条 法第四百四条第七項において準用する法第五十五条第二項、法第六十条第二項、法第六十二条第四項及び法第九十二条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。

(表示)

第四十二条 法第六十五条の総務省令で定める表示は、様式第十四号によるものとし、技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。

ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2) 前項第二号に規定する方法により特定端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(公示)

第四十四条 法第六十六条第二項、法第六十七条第二項及び法第六十八条において準用する法第五十五条第二項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

2) 法第六十三条第六項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行ふ。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第7号(第10条、第22条、第29条及び第38条関係)

表示は、次の様式に記号㊦及び技術基準適合認定番号又は記号㊦及び設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

注1 (略)

(公示)

第四十四条 ~~法第六十三条第六項、~~法第六十六条第二項、法第六十七条第二項及び法第六十八条において準用する法第五十五条第二項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

様式第7号(第10条、第22条、第29条及び第38条関係)

表示は、次の様式に記号㊦及び技術基準適合認定番号又は記号㊦及び設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

注1 (略)

2 材料は、容易に損傷しないものであること (電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。)。

3・4 (略)

様式第 14 号 (第 43 条関係)

表示は、次の様式に記号Ⓜ及び識別番号を付加したものとする。

(様式略)

注 1 (略)

2 材料は、容易に損傷しないものであること (電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。)。

3・4 (略)

2 材料は、容易に損傷しないものであること。

3・4 (略)

様式第 14 号 (第 43 条関係)

表示は、次の様式に記号Ⓜ及び識別番号を付加したものとする。

(様式略)

注 1 (略)

2 材料は、容易に損傷しないものであること。

3・4 (略)